



**動物愛護週間行事  
動物慰霊祭を行います**

**とき:**9月4日(土)午後2時~2時30分(受け付けは午後1時30分) ※小雨決行  
**ところ:**斎場動物慰霊碑前(飯村町字北池上) **対象:**市内在住で動物の供養をする方 **その他:**写真供養も行います。お車で来場した場合、途中退場はできません **問合せ先:**豊橋市獣医師会(☎88・1000)、生活衛生課(☎39・9127)



動物慰霊祭のようす



**個人事業税の納税をお忘れなく**

個人事業税の第1期分の納期限は8月31日(火)です。8月中旬に県から納税通知書を送付しますので、最寄りの銀行、農協、漁協、ゆうちょ銀行などの金融機関もしくはコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下のものに限り)または東三河県税事務所で納付してください。

**問合せ先:**東三河県税事務所(八町通五丁目☎54・5111内線265) <http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>



**ため池での事故をなくそう**

ため池での事故を防ぐため、市は注意看板や防護柵を設置しています。ため池は、大変危険ですので近づかないようにしてください。

**問合せ先:**農地整備課(☎51・2495)



ため池での事故に注意



**8月1日は豊橋市の市制施行記念日です  
「平和・交流・共生の都市宣言」平和への取り組み**

**問合せ先** 多文化共生・国際課(☎51・2023)

豊橋市では市制施行100周年(平成18年)を機に「平和・交流・共生の都市宣言」を行い、平成21年3月に「平和・交流・共生の都市宣言推進計画」を策定し、これらの取り組みをとおりして平和の大切さについての意識啓発を推進しています。

**■原爆死没者・戦没者に黙とうを**

市役所本庁舎および各消防署(中消防署を除く)のサイレンを鳴らします

**◆原爆死没者追悼**

**とき** 「広島原爆投下の日」8月6日(金)午前8時15分から1分間  
「長崎原爆投下の日」9日(月)午前11時2分から1分間

**◆全国戦没者追悼**

**とき** 8月15日(日)正午から1分間 **問合せ先** 福祉政策課(☎51・2363)

**■「戦争の時代を伝える」映像(DVD)などを貸し出しています**

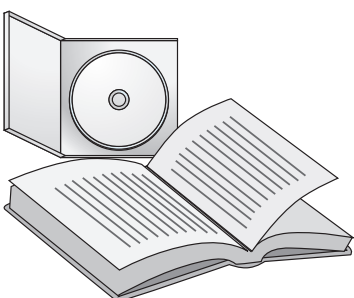
市内に住む方の戦争体験談や東三河の戦争遺跡などを収録した「戦争の時代を伝える」映像(DVD)などの貸し出しを行っています

ます。

**■平和に関する図書資料などを貸し出しています**

**内容** ①体験者インタビュー編(170分) / 豊橋空襲、豊川海軍工廠、広島での原爆、外地での従軍など38人の体験談②戦争遺跡編(22分) / 歩兵第十八連隊跡、二川のトーチカ、豊川海軍工廠跡など東三河地区の戦争遺跡を収録③小学校用映像「公会堂の鷲が見ていた豊橋空襲」(17分)④中学校用映像「軍国まつた中豊橋の中学生」(20分)

**貸し出し** 市役所じょうほうひろば(東館1階、中央図書館(羽根井町)。③④は、地区・校区市民館でも貸し出します※数に限りあり **問合せ先** 行政課(☎51・2027)





## 8月1日から父子家庭にも児童扶養手当が支給されます

### ■父子家庭への児童扶養手当

#### 〈支給要件〉

次の事項に該当する児童を監護し、かつ生計を同じくしている父①父母が婚姻を解消した児童②母が死亡した児童③母が一定程度の障害の状態にある児童④母の生死が明らかでない児童⑤その他(母が1年以上遺棄している児童、母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)

〈支給額※所得制限(表1)あり〉

全部支給／ 月額417,200円  
一部支給／ 月額98,500円  
417,100円(※所得に応じ) ※児童2人の場合は、前記の額に50,000円を加えた額。児童3人以上の場合は、児童2人の額に、児童1人増すごとに30,000円を加えた額

■表1 所得制限

扶養親族数(人)	受給資格者の所得限度額(円)		扶養義務者等の所得限度額(円)
	全部支給	一部支給	
0	190,000	1,920,000	2,360,000
1	570,000	2,300,000	2,740,000
2	950,000	2,680,000	3,120,000

〈認定請求手続き〉  
手当の支給を受けるには、認定請求の手続きが必要です。手続きには、事前に子育て支援課窓口にご相談の上、認定請求する本

人をお越してください。また、認定請求については、経過措置が設けられています(表2)。詳しくは問い合わせください。なお、現在児童扶養手当を受給している母子家庭、養育者家庭の方は、今回の制度改正では必要な手続きはありません。

#### 〈現況届の届け出と手当の支払〉

手当が認定された場合は、毎年8月に手当を引き続き受けられるかどうかを確認するため現況届の届け出をしてください(本年8月は届け出不要です)。また、手当の支払は、毎年4月・8月・12月の11日に各月の前月までの分が口座振込されます。ただし、振込日が金融機関休業日の場合は、その前の営業日になります。そのほか主な制限事項などは愛知県遺児手当・豊橋市母子父子福祉手当とほぼ同じです。

表2 請求期間に関する経過措置

対象者	8月1日において現に支給要件に該当している父子家庭の方(例:7月31日以前に離婚した父)	請求期間内に支給要件に該当するに至った父子家庭の方(例:8月1日~11月30日に離婚した父)
請求期間	8月3日~11月30日(土・日曜日、祝・休日を除く)	
支給開始月	8月	支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

※ 11月30日を過ぎると「申請の翌日分」からの支給になります

### ■児童扶養手当等の現況届の届け出をしてください

児童扶養手当・愛知県遺児手当・豊橋市母子父子福祉手当の受給者は、毎年現況届・所得状況届の提出が必要です。届け出をしないと受給資格があっても手当を受けることができなくなる場合があります。7月下旬に発送した通知書に必要な書類を添えて届けてください。なお、手元に届いていない方は問い合わせてください。

とき 8月3日~31日(土・日曜日を除く) 午前9時~11時30分  
午後1時~4時 **ところ** 市役所東128会議室(東館12階)

#### 問合せ先

子育て支援課 ☎51・2321